

令和6年12月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	伊 藤 千 春	2 番	柴 田 英 里
3 番	鈴 木 りつか	4 番	平 居 ゆかり
5 番	横 井 克 典	6 番	板 倉 克 典
7 番	那 須 英 二	8 番	加 藤 明 由
9 番	小久保 照 枝	10 番	堀 岡 敏 喜
11 番	佐 藤 仁 志	12 番	江 崎 貴 大
13 番	加 藤 克 之	14 番	高 橋 八重典
15 番	早 川 公 二	16 番	平 野 広 行

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

11 番	佐 藤 仁 志	12 番	江 崎 貴 大
------	---------	------	---------

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	伊 藤 淳 人
市民生活部長	柴 田 寿 文	健康福祉部長兼 福祉事務所長	安 井 幹 雄
建 設 部 長	立 石 隆 信	教 育 部 長	渡 邊 一 弘
健康福祉部次長兼 保険年金課長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 木 弘 己
教育部次長兼 歴史民俗資料館長兼 図 書 館 長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長 事 務 局 長	水 谷 繁 樹
総 務 課 長	横 江 兼 光	財 政 課 長	村 田 健太郎
人事秘書課長	山 森 隆 彦	企画政策課長	佐 藤 文 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	下 里 真理子
環 境 課 長	梅 田 英 明	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子
福 祉 課 長	後 藤 浩 幸	介護高齢課長	富 居 利 彦

児 童 課 長	飯 田 宏 基	総 合 福 祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中 山 義 之
産 業 振 興 課 長	上 田 忠 次	土 木 課 長	神 野 忠 昭
都 市 整 備 課 長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	早 川 昇 作
学 校 教 育 課 長	田 畑 由美子	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	飯 塚 義 子

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	議 事 課 長	田 口 邦 郎
書 記	鈴 木 悦 子		

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第43号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第44号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第45号 弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第46号 弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第47号 弥富市運動広場条例の一部改正について
- 日程第8 議案第48号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第49号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第50号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第51号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
（追加日程）
- 日程第12 議案第52号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第53号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第55号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第56号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

- 日程第17 議案第57号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第18 議案第58号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第59号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第60号 令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と江崎貴大議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第42号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

日程第3 議案第43号 弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第4 議案第44号 弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第45号 弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について

日程第6 議案第46号 弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第7 議案第47号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第8 議案第48号 弥富市立学校施設開放に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第49号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第10 議案第50号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第51号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第2、議案第42号から日程第11、議案第51号まで、以上
10件を一括議題とします。

本案10件は既に提案をされておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、横井克典議員。

○5番（横井克典君） 改めて、おはようございます。

5番 横井克典でございます。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

私からは、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正についてで
す。

教育委員会が今年7月と10月に策定された弥富市小学校再編整備計画（第2期）では、今
後のスケジュールとして、新設校の設置場所の条例の一部改正を令和8年度中としています。
なぜこの2年以上前倒して今定例会の議案の提出になったのでしょうか、説明を求めます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 説明会資料中、今後のスケジュールという資料の中で、令和8年度の予定として条例改正と記載しておりました。これにつきましては、条例等の改正について、令和8年度中に終えることをお示ししていたものでございます。

また、今回、この条例議案を上程することにつきましては、計画どおりに新築校舎の工事入札及び着工を実施するためには、令和7年3月初めに図面や設計に関する図書等の準備をし、建築確認申請に係る事前協議を実施する必要があるとございます。その後、令和7年4月上旬に建築確認申請を出し、建築確認申請を提出し、審査に2か月から3か月かかり建築確認済証が交付される予定でございます。

また、公立学校施設整備費負担金の認定申請につきましては、令和7年4月上旬が提出期限となっています。認定申請書類提出の際には、議案第46号弥富市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について議決がされていることが必要でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 再度お尋ねします。

11月19日の議会運営委員会の中で、市の説明では、補助金の申請の際、学校設置条例の一部改正の決議が望ましいというような趣旨を述べられています。また、昨日の高橋議員の一般質問、先ほどの部長の説明でもありますように、負担金の申請には議案第46号の議決が必要ですよという答弁されました。

私が以前、県教育委員会財務施設課に確認したところ、補助金申請の際には、当該条例の一部改正の議決は必ずしも必要がないと。仮に補助金申請が条例改正の前であれば、条例改正を行うことを確約する旨の書類の提出で申請が可能であるということを知っておりますけれども、そういう理解ではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 横井議員からその旨のお答えをいただいているわけでございますけれども、確約を出そうと思うと、やはり私どもは、この条例に関する議決をいただいておりますけれども、確約書も出せませんし、また、私どもが3月初めに図書や設計に関する準備をして、建築確認申請の事前協議をするためにも、要は議決をされていないあやふやなものを県のほうに審査に出すわけにもこれはまいりませんので、しっかりと議会の議決をいただいて、弥富市としての方針を確約したものを県のほうに出して審査をしていただきたいということで、このような書き方をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 横井議員。

○5番（横井克典君） 確約というものは必要ですけども、実際、海津市なんかは開校する前の6か月前で議決しておるもんですから、その辺りなぜ慌てる必要があるのかなということで質問させていただきました。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、江崎貴大議員。

○１２番（江崎貴大君） １２番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして議案質疑を行います。

私からは、議案第43号弥富市長の給料の特例に関する条例の制定について、議案第44号弥富市副市長の給料の特例に関する条例の制定について及び議案第45号弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について、以上３件について質疑をいたします。

これら３件は、市三役の給料の減額をする議案となっており、この議案に対する当局の姿勢を確認するための質疑をさせていただきます。

まず１つ目は、減額することとなった経緯、また今回の減額という処分を科すに当たって対象となる事項は何なのかをお伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市職員によります子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の事務処理をはじめ、教育委員会における法令違反などの不適正な事務処理が相次いで発生した事案を勘案いたしまして、その責任を大変重く受け止め、本条例の審査をお願いするものでございます。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 次に、減額の額と期間の根拠について、他の職員の懲戒や過去の事例、または他の自治体を参考にしたなど、何を目安にしたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本議案につきましても根拠基準は特段設けておりませんが、本市における先例や他市の状況も参考にしつつ、このたびの職員の不適正な事務処理が相次いで発生した事案を勘案し、管理監督する責任者として、その責任を大変重く受け止め、私自身と副市長、教育長で協議をし、判断したものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○１２番（江崎貴大君） 最後に、この減額をするということで果たそうとしている目的はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まずは、度重なる不適正な事務処理により、市民の皆様に御心配、御迷惑をおかけしましたこと、また市政に対する信用を失墜させるようなことになり、心から深くおわびを申し上げるところでございます。

こうした事態を重く受け止め、管理監督する責任を明らかにし、職員への綱紀粛正を促すとともに、市民の皆様からの信頼を取り戻せるよう努めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 江崎議員。

○12番（江崎貴大君） 今後、このような不祥事がないことを強く求め、私の議案質疑を終わらせてもらいます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、板倉克典議員。

○6番（板倉克典君） 6番 板倉克典です。

通告に従いまして議案質疑いたします。

議案第45号弥富市教育長の給料の特例に関する条例の制定について、他の市町でも教育委員会の法令違反はありました。減らす金額や期間は他市町を参考にしましたか。

○議長（堀岡敏喜君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 江崎議員への市長答弁にもございましたが、本議案についての根拠基準は設けておりませんので、本市における先例や他市の状況も参考にしつつ、職員の不適正な事務処理が相次いで発生した事案を勘案し、教育行政を管理監督する責任者として、私自身がその責任を大変重く受け止めた結果、本条例の審議をお願いするものでございます。

○6番（板倉克典君） 分かりました。

以上で私の議案質疑を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に基づきまして質疑させていただきます。

まず、議案第42号でございます。

議案第42号は、弥富市特別職の職員で、非常勤の者の報酬及び費用弁償に係る条例改正ということで、金額の日額を報酬アップということなんですが、ただ、この金額にばらつきがあると思います。そういう中で、この日額、同じ日額なのに、その金額のアップの理由と根拠、その算定方法を教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） このたびの非常勤職員の報酬の改正につきましては、それぞれの委員の任務内容に応じて報酬の見直しを行うものでございます。

公平委員会委員につきましては、職員の勤務条件に関する措置要求や不利益な処分等の不服申立てに対する審査・決定をすること、また固定資産評価審査委員会委員につきましては、固定資産評価への審査の申出に対する審査・決定をすることなど、各種法律等の専門性の高い知識や判断が求められております。

本市においては、行政不服審査委員や情報公開審査会委員等もそれぞれ専門性の高い知識や判断をもって各種審査や決定を行っておりますが、その委員報酬は1万5,000円となっております。任務内容や報酬の額との均衡を考慮し、この報酬に合わせて改正するものであります。

いじめ問題専門委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員につきましては、愛知県弁護士会に委員の推薦を依頼しております。愛知県弁護士会において、いじめの重大事態調査等に関する調査委員会の報酬に関する指針が定められており、この中で示されました報酬基準に合わせて委員の報酬を改正するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） それぞれ他市とかも比べながら考えられたということでございます。

先ほど、公平委員会のほうは不服申立ての審査で専門性の高いものが求められるということでしたけれども、委員長に関しては4,500円上げられるということなんですが、委員に関しては9,000円そのままなんですよ。なぜ公平委員会の委員だけがそのままなんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 公平委員会は3人で構成されている合議制の機関であり、特に委員長は各種法律等の専門性の高い知識や判断を求められ、合議を進めていく中で、各委員の意見を取り入れ、慎重かつ合理的な意思決定を目指し、取りまとめる役割を担っていることから、今回の改正は、委員長の報酬額改正のみを提案をさせていただいております。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） この件については終わりますけれども、委員長だけじゃなくて、どうせなら委員も上げていただければというふうに感じておりました。

続きまして、議案第46号でございます。

先ほど横井委員の質問もありました学校設置条例の改正になるわけですが、かぶらないようにしていきたいと思いますが、先ほど横井議員の質問の中の答弁では、必ずしも必要じゃないんじゃないかということに対して、確約を出そうと思うと条例可決が必要、あやふやなものを県に出せないとしておりましたけれども、県に出す時期というものもさっき確認しましたけれども、令和7年3月初めに事前協議を行わなければならないと、令和7年4月に提出期限があるということで、この時期ということなんだろうけれども、この県に出すのは、もう一度確認したいと思うんですが、この時期じゃないと必ずどうしても間に合わないものなのかどうか、絶対間に合わないものなのかどうか、そこだけお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 今計画している中では、これが期限としております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ごめんなさい、僕が日付言っていないからあれなのかな。

令和10年4月に、この時期、この12月議会で可決しなければ間に合わないのかどうか、絶

対に間に合わないのかどうかお答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） これまでも申し上げておりますが、工事の日程、またそれにかかる費用の補正予算のタイミング等を考慮しますと、この時期、この本議会において審議をいただくというのが必要となります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） イエスかノーかで答えていただきたいんですが、ちょっと曖昧に濁されちゃったわけですが、ということは逆に言えば、必ずしもこの時期じゃなくても間に合うというふうに解釈していいかなというふうに思いました。

続きまして、今計画中でこれから基本設計等入るわけですが、そういう中では工事日程などもまだ未確定という状況になっておりますので、そうした状況の中、期限が令和10年4月施行という条例を制定するということですが、やっぱりそれは早計なんじゃないかと。もし仮に間に合わなかった場合、これどうするんでしょうか、お答えください。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） この計画について間に合うように、令和10年4月に間に合うよう進めているスケジュールでやっておりますので、間に合うように進めてまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 工事の関係でどうなるかは分からないという状況だから、危惧して質問しました。

続きまして議案第47号、こちらは弥富市運動広場の条例一部改正ということで、この十四山中学校のグラウンドを十四山グラウンドに変えるということでございます。

こうした中で、今までとの利用が変わってくると思いますが、まず何時から何時の開放になるんでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山グラウンドの利用時間につきましては、午前6時から午後9時30分でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今まで夜間だけだったのが、午前から使えるよということでございます。

そして、続きまして議案第48号でございます。

これも同じように連結して考えていきたいと思うんですが、弥富市学校施設の開放に関する条例の一部改正として、今、十四山中学校の運動場として規定していたものを削除するものになります。そうした中で、学校を廃止するという中でグラウンドを廃止すること

なんですが、ただ、今後、跡地利用に関しても考えていかなければならないという状況において、この跡地に何をするか決まっていないう中で、早急にグラウンドに活用するよということとは、この跡地利用で一体的に使うかもしれないと。そういう中に対して、やっぱりアイデアを狭めてしまうことになるんじゃないでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） 十四山中学校の運動場を十四山グラウンドとして開放する理由につきましては、市民が日常的にスポーツやレクリエーションを楽しむための場を確保することでございます。学校の廃止によって運動場の利用の機会が失われることは、市民の健康の促進や地域の交流の場が減少するため、施設の開放は大変重要だと考えております。その中で、学校跡地の利用が決まるまでの間、グラウンドとして市民の皆様にご利用いただくためのものでございます。

跡地利用につきましては、引き続き地域の意見を伺いながら検討してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、この跡地利用に関してグラウンドを一体的に活用する場合は、このグラウンド、今廃止して十四山グラウンドに変えちゃうということになるわけですが、そうなった場合はどうされるんですか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊教育部長。

○教育部長（渡邊一弘君） そのとき、そのニーズに合わせて、状況が決まったときに条例等対応してまいります。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そのときにまた条例を変えればいいのかということでございますので、質疑としては終わらせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、加藤明由議員。

○8番（加藤明由君） 8番 加藤明由でございます。

議案第43号及び第44号について質疑させていただきます。

平成24年、前市長の時代にごみ袋問題で同じく減額条例が出ております。このときは、市長が20%、6か月間、期末手当も含めて20%、副市長が3か月、給料と期末手当を含めて10%の減額をしております。それと、安藤市長の場合ですと、就任早々に予算問題で以前にも減額条例を自らお出しになっております。これが令和元年7月1日から令和4年12月1日まで、何と3年5か月、41か月分を30%、期末手当も含んでおります、これも30%の減額、おおよそ優に1,000万円を超える給与を返上されたと思います。

このたびの市長の減給は僅かに10%、3か月であります。これはどのような根拠に基づいて出されたのか、お伺いします。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） このたびの職員の不適正な事務処理が相次いで発生した事案を勘案し、管理監督する責任者として、その責任を大変重く受け止めた結果、給料の減額を行うための特例を定めた条例の審議をお願いするものであり、本市における先例や他市の状況も参考にしておりますが、事案が違いますので、比較の対象となるものではないと考えております。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員。

○８番（加藤明由君） このときの議事録を見ますと、私の責任であり、責任の所在を目に見える形で示す必要があると判断しましたと、こういうふうに答弁されております。それで、この前回の減額は、金銭的な損害は一円も出ておりません。ごみ袋はたしか1,200万円、最終的には915万円だったかな、損害が出てそれなりの責任を取られたということになっております。このたびは、その金額的には730万円という損害が出ております。それと、それに含めて２回隠そうとした、隠蔽をしようとした、発覚しかけたから出してきた。１回目の繰上げ充用についても、これも私のところへ職員の通報からあって発覚してしまった。こういうことがあっても、これも含めてこの10%というのはいかにも低いと思いますが、どうですか。

○議長（堀岡敏喜君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申しましたとおり、事案が違いますので、比較の対象とはならないものと考えております。

○議長（堀岡敏喜君） 加藤議員に申し上げますが、質疑に関係ない事例は出さないようにお願いします。

○８番（加藤明由君） はい。あとは委員会でやらせていただきます。終わります。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結いたします。

本案10件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

本日、安藤市長より議案第52号から議案第60号まで、以上９件が提出をされました。

お諮りをいたします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第60号まで、以上９件を本日の日程に追加をし、議題とする

ことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第52号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第53号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第55号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第56号 土地改良事業に伴う字の区域の変更について

日程第17 議案第57号 令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）

日程第18 議案第58号 令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

日程第19 議案第59号 令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第60号 令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第12、議案第52号から日程第20、議案第60号まで、以上9件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案4件、法令議決議案1件、予算関係議案4件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の職員の給与改定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の特別職の職員の給与改定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員等の給与改定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴い、

条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号土地改良事業に伴う字の区域の変更につきましては、土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため必要があるものであります。

次に、議案第57号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用を計上するとともに、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みを合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第58号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第59号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第60号令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の給与の改定に係る費用を計上するとともに、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を担当部長に求めます。

なお、補正予算につきましては、総務部長に求めます。

まず、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） それでは、総務部所管の議案について御説明いたします。

議案第52号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとした。
2. 議会の議員の期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き下げることとした。
3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、令和7年4月1日から施行し、1については令和6年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第53号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとした。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き下げることにした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については令和7年4月1日から施行し、1については令和6年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

1枚おめくりいただきまして、あらましを御覧ください。

1. 給料表の給料月額を若年層に重点を置いて平均2.7%を引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ、高校卒を2万3,600円、大学卒を2万3,200円引き上げることとした。

2. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。

3. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。

4. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の71.25に引き上げることとした。

5. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の51.25に引き上げることとした。

6. 一般職の職員の期末手当について、支給割合を100分の125に引き下げることにした。

7. 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を100分の105に引き下げることにした。

8. 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、支給割合を100分の70に引き下げることにした。

9. 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当について、支給割合を100分の50に引き下げることにした。

10. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を39万2,000円に、2号給の給料月額を44万円に、3号給の給料月額を49万2,000円に、4号給の給料月額を55万5,000円に、5号給の給料月額を63万4,000円にそれぞれ引き上げることとした。

11. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の175に引き上げることとした。

12. 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の172.5に引き下げることにした。

13. この条例は公布の日から施行することとした。ただし、6から9まで及び12については令和7年4月1日から施行し、1及び10については令和6年4月1日から、2から5まで及び11については同年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第55号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

1枚おめくりいただきまして、条例のあらましを御覧ください。

1. 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の基準となる額の上限について引き上げることとした。

2. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の127.5に引き上げることとした。

3. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5に引き上げることとした。

4. 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を100分の125に引き下げることにした。

5. 短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当について、支給割合を100分の105に引き下げることにした。

6. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4及び5については令和7年4月1日から施行し、1については令和6年4月1日から、2及び3については同年12月1日から適用することとした。

総務部所管は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立石建設部長。

○建設部長（立石隆信君） 続きまして、建設部所管の議案を説明させていただきます。

議案第56号土地改良事業に伴う字の区域の変更について御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、筏地区筏2期換地区字区域変更調書を御覧ください。

鍋田土地改良区に係る土地改良事業筏地区筏2期換地区の施行に伴い、この調書に記載された区域を、換地処分の公告があった日の翌日から松名七丁目に編入するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

建設部所管の議案は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤淳人君） 続きまして、補正予算について御説明いたします。

議案第57号令和6年度弥富市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,248万円を追加し、歳入歳出予算の総額を183億1,547万1,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、ふるさとやとみ応援寄附金500万円、財政調整基金繰入金1億1,686万6,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきましてふるさと納税推進事業のふる

さと納税記念品145万円、ふるさとやとみ応援寄附金支援委託料56万4,000円、民生費におきまして国民健康保険特別会計繰出事務の国民健康保険特別会計事務費繰出金107万2,000円を増額計上するものであります。また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員を含む職員等の給与の改定に係る費用を計上するとともに、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第58号令和6年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ107万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,580万1,000円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、一般会計繰入金を107万2,000円を増額するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用を計上するものであります。

次に、議案第59号令和6年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億404万1,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、国庫支出金の包括的支援事業・任意事業交付金50万5,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の給与の改定に係る費用131万2,000円を増額計上する一方、介護保険支払準備基金積立金29万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第60号令和6年度弥富市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生じることから、収益的支出の人件費82万8,000円を減額し、収益的支出の予定額を9億9,663万1,000円とし、資本的支出では人件費を42万7,000円増額し、資本的支出の予定額を15億3,679万4,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

質疑させていただきます。

議案第52号から55号にかかって、人事院勧告に基づいて報酬の改定が行われるという議案でございますが、54と55号、一般職と会計年度任用職員に関しては、民間との差があるという理由からこの人事院勧告が出て報酬アップという形につながっています。ところが、この52号、53号にして議員と特別職に関しては、民間との差があるとは言い難い状況の中で、この人事院勧告というのがなぜ出ている、その根拠というのは何なんでしょうか。教えてください。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） 国におきましては、特別職の給与に関する部分で私どもが引用しておりますのが、指定職の俸給表の適用を受ける者についての任用をしております、その部分についての期末手当の改正が行われるため、それを当てて特別職に関する適用をしているものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そこを使ったという理由は分かりました。

ただ、そこを今人事院が変えた、勧告で変えるということが、その理由を教えてくださいということなんです。要は、さっき一般職で会計年度に対しては民間との差があるという明確な理由があります。ただ、この特別職あるいは議員に対しては、その理由は何なのかというところを確認しているんですが、お願いします。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬副市長。

○副市長（村瀬美樹君） この特別職の報酬の改定につきましては、毎年人事院勧告に基づいて改定をされているものでございまして、国・県それぞれの人事院におきましても同じように特別職の報酬も改定をされております。これを引用しておりますので、本市としましても、このことに基づいて条例の改正を御提案し、御審議をお願いするものでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 毎年変えているからという理由でしたが、ちょっとよく分からないですが、もうこれ以上多分聞いても出てこないと思いますので、質疑としては終わります。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） 他に質疑の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑のないことを確認いたしましたので、質疑を終結します。

ここで、事務整理のため暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時46分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

本案 9 件はお手元に配付をした議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 佐 藤 仁 志

同 議員 江 崎 貴 大